

令和6年度社会教育統計（社会教育調査の結果）の確定値を公表します。

文部科学省では、社会教育行政に必要な社会教育に関する基本的事項を明らかにすることを目的として、社会教育調査を概ね3年ごとに実施しています。
このたび、令和6年度調査結果を取りまとめましたので、公表します。

1. 調査内容

- (1) 調査対象：都道府県・市町村、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設、体育施設、劇場・音楽堂等、生涯学習センター
- (2) 調査項目：都道府県・市町村の社会教育関係事業の実施状況及び社会教育関係施設の状況（職員数、施設・設備状況、事業実施状況、利用状況等）
- (3) 調査期日：施設数や職員数などの現状の把握は、令和6年10月1日現在
入場者数や図書貸出数などの活動状況の把握は、令和5年度間

2. 調査結果の概要

主な結果は、下記のとおり。グラフ等は「調査結果のポイント」を御覧ください。
なお、詳細な集計表は「政府統計の総合窓口（e-Stat）」に掲載しています。

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00400004&tstat=000001017254>

(1) 施設数の推移

公民館や青少年教育施設、社会体育施設等は減少傾向にある中、前回（令和3年度）調査から図書館、博物館、生涯学習センター（※）は増加しており、過去最多。

（※）今回調査から、定義の変更により、条例又は要綱に規定する施設の目的又は事業内容に「生涯学習」を含む施設を、生涯学習センターとして整理している。

(2) 施設の運営状況

- ① 公立の社会教育施設総数に占める指定管理者制度を導入する施設の割合は約3割で、女性教育施設及び生涯学習センターを除く全ての施設種で、前回調査と比較して増加。
- ② 公民館の指導系職員の総数は減少している一方、図書館の司書、博物館及び博物館類似施設の学芸員のほか、社会体育施設、劇場・音楽堂等、生涯学習センターの指導系職員の総数は増加しており、過去最多。
- ③ 令和5年度間における社会教育施設の1施設当たり利用者数は、前回調査と比較して概ね全施設種で増加。
- ④ 令和5年度間における図書館の国民1人当たり貸出冊数及び貸出回数は、前回調査と比較して増加。

3. 今後の対応

都道府県を始め関係機関にお知らせするとともに、国及び地方における教育諸政策を検討・立案するための基礎資料として活用を図ります。

(参考) 確定値における公表内容について

確定値においては、中間報告の内容に加え、以下のような集計項目についても公表しています。
詳細はe-Statをご参照ください。

集計項目	施設種類
建築年別設置館数、建物面積別設置館数	社会教育行政、体育施設以外
年間開館日数別日曜日又は祝日開館の有無別設置館数	社会教育行政、体育施設以外
コンピュータ導入状況	社会教育行政、体育施設、劇場・音楽堂等以外
受動喫煙防止のための対策の実施状況	社会教育行政以外
運営状況に関する評価の実施状況	社会教育行政以外
情報提供方法	全調査票（民間体育施設を除く）
社会教育主事社会教育主事補の設置状況	社会教育行政
社会教育委員社会教育関係指導員の設置状況	社会教育行政
耐震診断の実施状況	公民館、公民館類似施設
公民館運営審議会等の設置館数、構成	公民館、公民館類似施設
自動車文庫の台数、蔵書冊数別図書館数、図書・雑誌等	図書館
博物館の資料の状況	博物館、博物館類似施設
固定席数別ホール数、稼働日数別ホール数	劇場・音楽堂等

※上記は一例です。詳細はe-Statを御参照ください。

※集計表数は、中間報告においては99表、確定値においては264表及び閲覧公表を7表公表しています。

<担当>総合教育政策局参事官（調査企画担当）
電話：03-5253-4111（代表）（内線3240、2262）

令和6年度社会教育統計 調査結果のポイント

1 施設数の推移

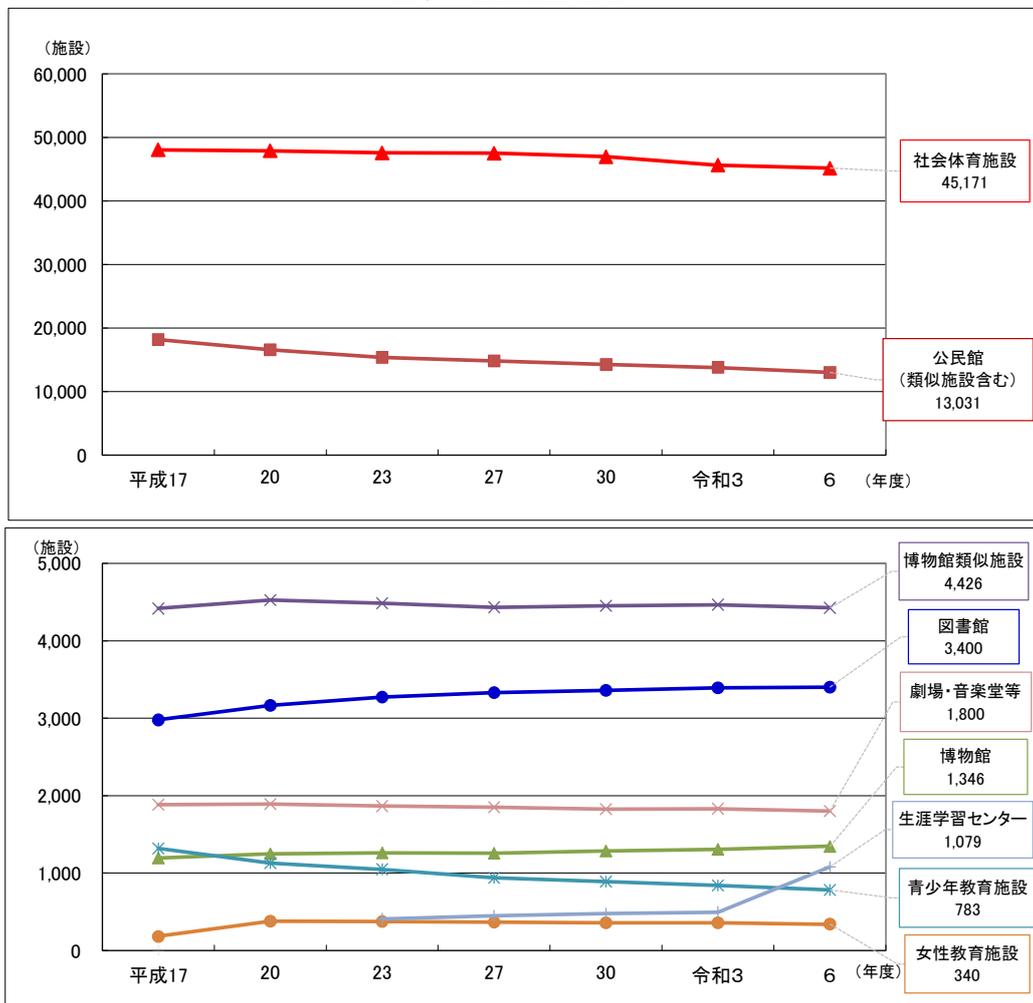
公民館や青少年教育施設、社会体育施設等は減少傾向にある中、図書館、博物館、生涯学習センターは増加しており過去最多。

表1 施設数の推移

区分	(施設)								
	公民館 (類似施設含む)	図書館	博物館	博物館 類似施設	青少年 教育施設	女性 教育施設	社会 体育施設	劇場・ 音楽堂等	生涯学習 センター
平成 17 年度	18,182	2,979	1,196	4,418	<u>1,320</u>	183	<u>48,055</u>	1,885	...
20	16,566	3,165	1,248	<u>4,527</u>	1,129	<u>380</u>	47,925	<u>1,893</u>	384
23	15,399	3,274	1,262	4,485	1,048	375	47,571	1,866	409
27	14,841	3,331	1,256	4,434	941	367	47,536	1,851	449
30	14,281	3,360	1,286	4,452	891	358	46,981	1,827	478
令和 3	13,798	3,394	1,305	4,466	840	358	45,658	1,832	496
6	<u>13,031</u>	<u>3,400</u>	<u>1,346</u>	<u>4,426</u>	<u>783</u>	<u>340</u>	<u>45,171</u>	<u>1,800</u>	<u>1,079</u>
令和3年度からの 増減数	△ 767	6	41	△ 40	△ 57	△ 18	△ 487	△ 32	583
令和3年度からの 増減率(%)	△ 5.6	0.2	3.1	△ 0.9	△ 6.8	△ 5.0	△ 1.1	△ 1.7	117.5

- 注1. 「公民館（類似施設含む）」は、令和6年度から市町村首長部局が設置する公民館類似施設を調査対象に追加している。
 注2. 「図書館」は、平成20年度から都道府県・市町村首長部局所管の図書館同種施設を含む。
 注3. 「博物館」は、指定施設（令和3年度以前は博物館相当施設）を含む。
 注4. 「劇場・音楽堂等」は、平成23年度以前は「文化会館」として調査している。
 注5. 「生涯学習センター」は、令和6年度から条例又は要綱に規定する施設の目的又は事業内容に「生涯学習」を含む施設として整理している。
 注6. 下線の部分は、調査実施以来、過去最高を示す。（各注は以下の表において同じ。）

図1 施設数の推移



2 施設の運営状況

(1) 指定管理者別の施設数

公立の社会教育施設数に占める指定管理者制度を導入する施設の割合は約3割で、女性教育施設及び生涯学習センターを除く全施設種で、前回調査と比較して増加。

表2 種類別指定管理者別施設数

区 分	(施設)									
	計	公民館 (類似施設含む)	図書館	博物館	博物館 類似施設	青少年 教育施設	女性教育 施設	社会体育 施設	劇場・ 音楽堂等	生涯学習 センター
公立の施設数 (社会体育施設は団体数)	50,774 (51,510)	13,029 (13,798)	3,380 (3,372)	825 (805)	3,596 (3,575)	755 (812)	255 (271)	26,152 (26,663)	1,703 (1,718)	1,079 (496)
うち指定管理者導入施設数	16,649 (16,390)	1,486 (1,477)	750 (704)	219 (214)	1,120 (1,100)	366 (376)	88 (98)	11,271 (11,222)	1,029 (1,033)	320 (166)
公立の施設数に占める割合	32.8% (31.8%)	11.4% (10.7%)	22.2% (20.9%)	26.5% (26.6%)	31.1% (30.8%)	48.5% (46.3%)	34.5% (36.2%)	43.1% (42.1%)	60.4% (60.1%)	29.7% (33.5%)
地方公共団体	84 (96)	5 (4)	— (—)	— (—)	17 (16)	3 (4)	— (—)	57 (67)	2 (5)	— (—)
地縁による団体 (自治会、町内会等)	1233 (1,059)	575 (495)	2 (4)	— (—)	40 (47)	13 (17)	1 (8)	500 (473)	3 (3)	99 (12)
一般社団法人・一般財団法人 (公益法人を含む)	5,627 (5,715)	317 (322)	63 (65)	152 (153)	513 (498)	126 (131)	35 (37)	3,795 (3,906)	519 (537)	107 (66)
会社	5,785 (5,444)	138 (126)	605 (556)	54 (50)	282 (264)	108 (109)	12 (13)	4,179 (3,944)	360 (346)	47 (36)
NPO	1,606 (1,624)	34 (42)	38 (42)	6 (5)	94 (83)	60 (59)	19 (21)	1,290 (1,308)	50 (53)	15 (11)
その他	2,314 (2,452)	417 (488)	42 (37)	7 (6)	174 (192)	56 (56)	21 (19)	1,450 (1,524)	95 (89)	52 (41)

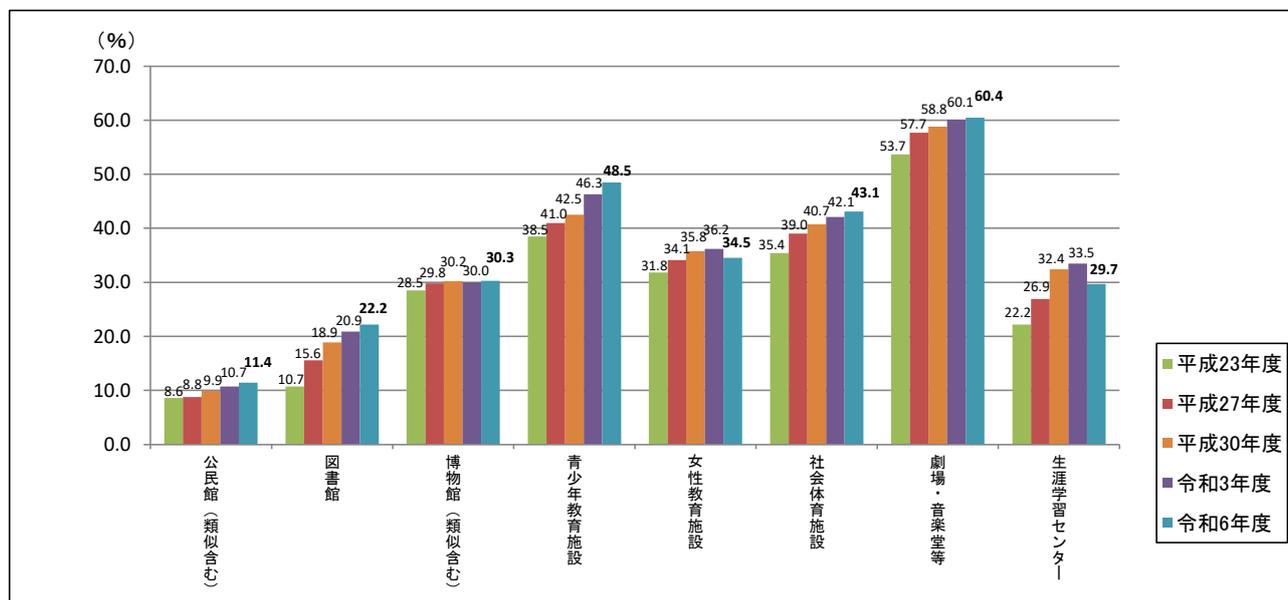
注1. 「指定管理者」とは、地方自治法第244条の2第3項に基づき、法人その他の団体を管理者として指定している場合をいう。
2. () 内は前回(令和3年度)調査の数値である。

■指定管理者制度の概要

指定管理者制度とは、平成15年9月に地方自治法が改正され、公の施設の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体(※)を指定して、その施設の管理を代行して行わせることができるという制度である。(地方自治法第244条、第244条の2参照)

(※)法人その他の団体とは、株式会社などの民間営利事業者やNPO法人、その他の団体などのことであり、指定を受ける者に制限はない。

(参考) 公立の施設数に占める指定管理者制度導入施設の割合の推移



(2) 指導系職員の推移

公民館の指導系職員の総数は減少しているが、図書館の司書、博物館及び博物館類似施設の学芸員のほか、社会体育施設、劇場・音楽堂等、生涯学習センターの指導系職員の総数は増加しており、過去最多。

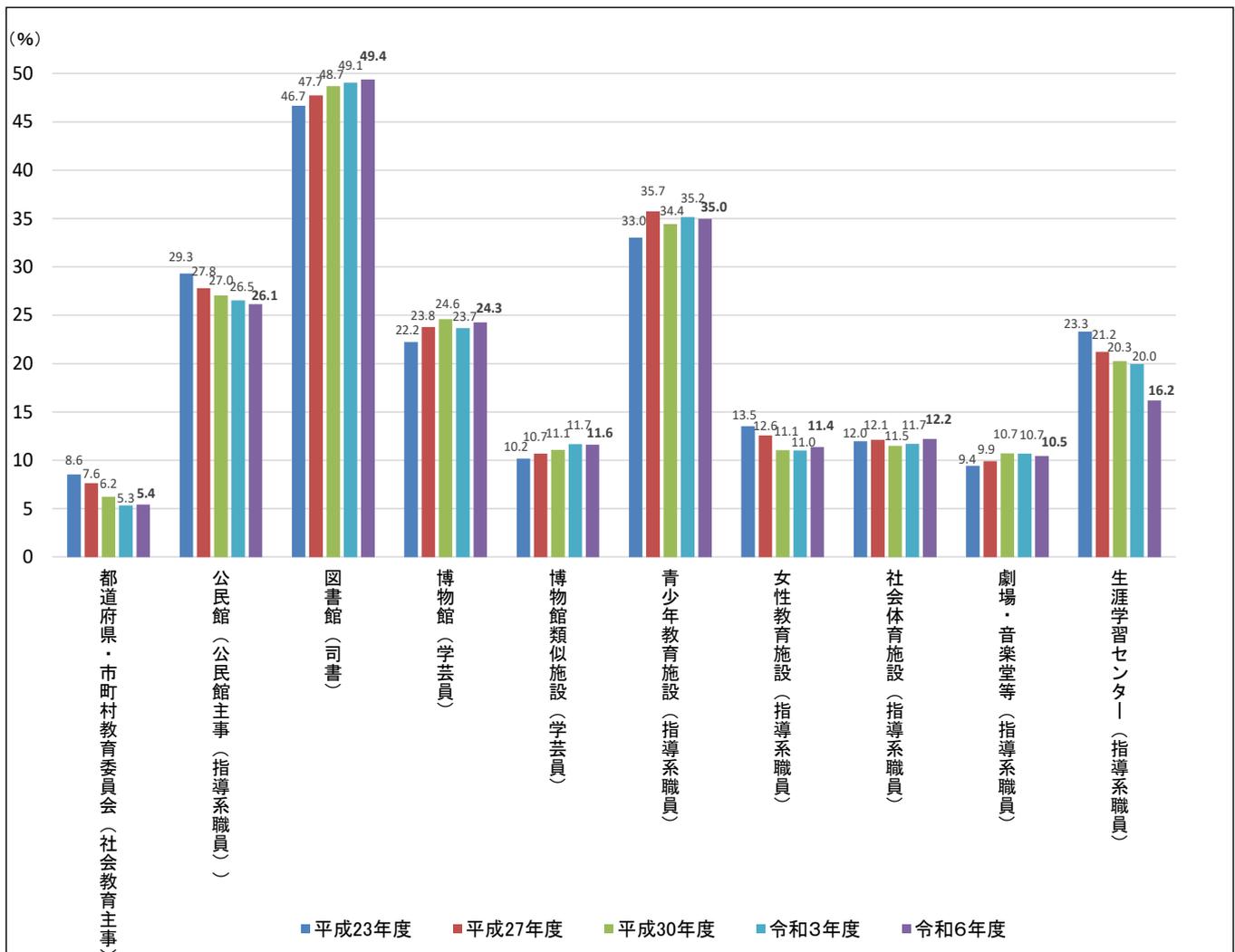
表3 指導系職員の状況

施設等区分	計	(人)									
		都道府県・市町村教育委員会	公民館(類似施設含む)	図書館	博物館	博物館類似施設	青少年教育施設	女性教育施設	社会体育施設	劇場・音楽堂等	生涯学習センター
指導者等区分		社会教育主事	公民館主事(指導系職員)	司書	学芸員	学芸員	指導系職員	指導系職員	指導系職員	指導系職員	指導系職員
平成17年度	55,449	4,119	17,805	12,781	3,827	2,397	2,961	263	9,599	1,697	...
20	58,810	3,004	15,420	14,596	3,990	2,796	2,974	478	12,743	1,928	881
23	62,407	2,518	14,454	16,923	4,396	2,897	2,746	417	15,286	1,879	891
27	65,102	2,048	13,275	19,015	4,738	3,083	2,852	445	16,742	2,045	859
30	66,434	1,681	12,334	20,130	5,025	3,378	2,797	455	17,591	2,163	880
令和3	68,938	1,451	11,795	21,520	5,350	3,686	2,720	455	18,800	2,254	907
6	72,484	1,482	11,383	22,405	5,618	3,824	2,771	472	20,964	2,295	1,270

注1. 指導系職員とは、都道府県及び市町村教育委員会においては社会教育主事、公民館においては公民館主事、図書館においては司書、博物館及び博物館類似施設においては学芸員のほか、その他の社会教育施設においては施設長、事務職員、技術職員、労務職員等以外で、主に事業の指導等に当たる者をいう。

2. 社会教育主事には、派遣社会教育主事(都道府県がその事務局の職員を社会教育主事として、市町村に派遣している職員(実数))を含み、さらに平成27年度調査以降は、都道府県及び市町村教育委員会における課長職のうち、併せて社会教育主事の発令をされている者を含む。

(参考) 都道府県・市町村教育委員会及び各社会教育施設における職員総数に占める指導系職員の割合の推移



(3) 1施設当たりの利用者数の推移

令和5年度間における以下の社会教育施設の1施設当たり利用者数は、前回調査と比較して全施設種で増加。

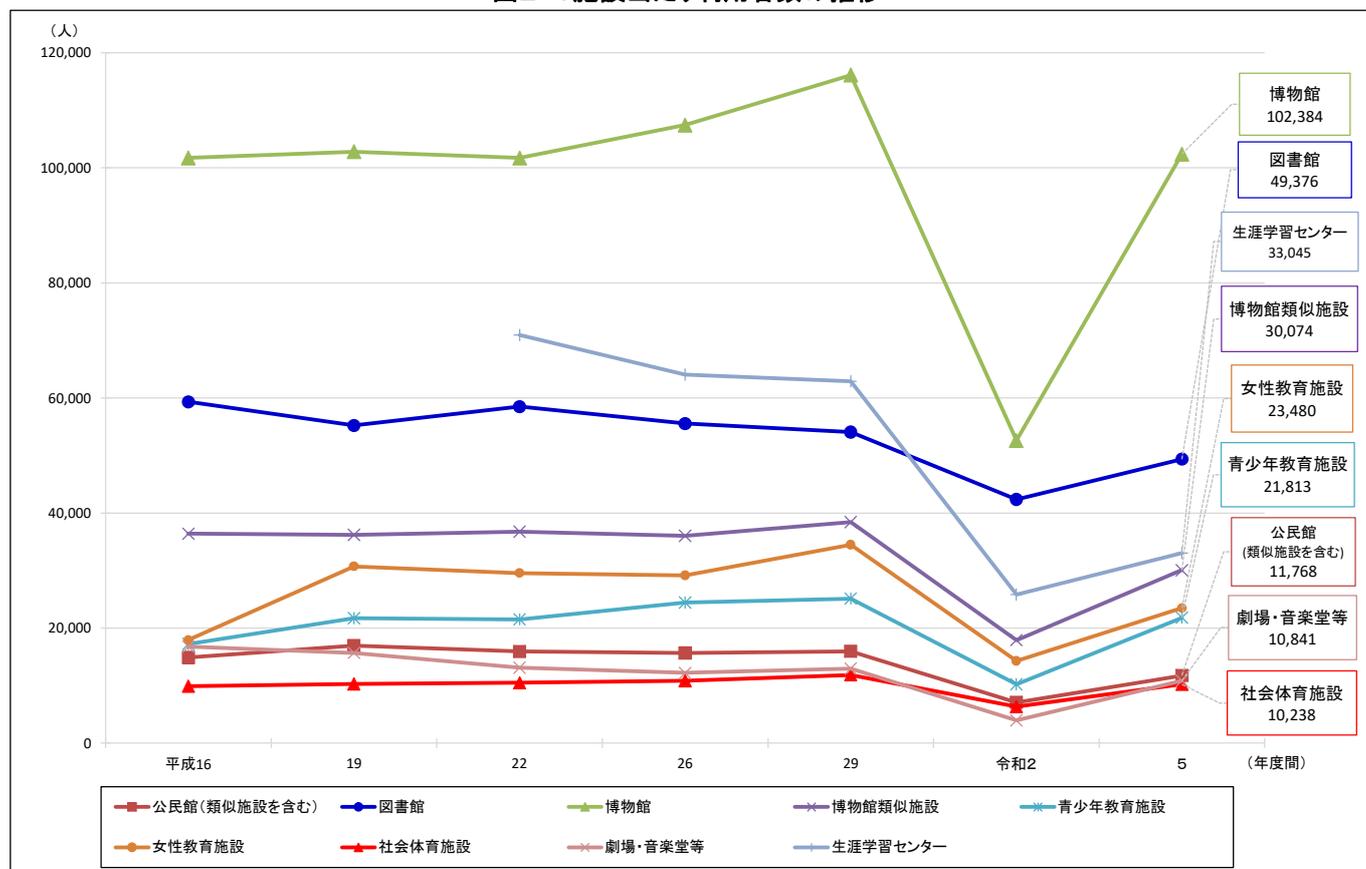
表4 1施設当たりの利用者数

	公民館(類似施設を含む)	図書館	博物館	博物館類似施設	青少年教育施設	女性教育施設	社会体育施設	劇場・音楽堂等	生涯学習センター
平成16年度間	14,892	59,317	101,721	36,401	17,234	17,939	9,900	16,782	...
19	16,952	55,211	102,799	36,213	21,737	30,747	10,309	15,695	71,090
22	15,934	58,491	101,711	36,761	21,524	29,577	10,499	13,114	70,933
26	15,666	55,534	107,437	36,051	24,442	29,164	10,864	12,205	64,061
29	15,969	54,060	116,131	38,408	25,128	34,495	11,879	12,961	62,885
令和2	7,107	42,374	52,611	17,918	10,222	14,299	6,354	3,982	25,821
5	11,768	49,376	102,384	30,074	21,813	23,480	10,238	10,841	33,045
令和2年度間からの増減数	4,661	7,002	49,773	12,156	11,591	9,181	3,884	6,859	7,224
令和2年度間からの増減率(%)	65.6	16.5	94.6	67.8	113.4	64.2	61.1	172.3	28.0

注1. 利用者数は、公民館は「学級・講座の受講者数+諸集会の参加者数+利用者数」、図書館は「諸集会の参加者数+帯出者数(図書を借りた延べ人数)」、博物館、博物館類似施設は「学級・講座の受講者数+諸集会の参加者数+入館者数」、社会体育施設は「諸集会の参加者数+利用者数の延べ人数(陸上競技場、野球場・ソフトボール場、多目的運動場、水泳プール(屋内・屋外)、レジャープール、体育館のみ)」、劇場・音楽堂等は「学級・講座の受講者数+ホールの入場者数」、生涯学習センターは「学級・講座の受講者数+諸集会の参加者数+利用者数(会議室等の貸出しを受けた団体の延べ人数)」である。

2. 1施設当たりの利用者数は、利用者数を施設数で除した値である。

図2 1施設当たり利用者数の推移



(参考) 学級・講座等の実施数の推移

令和5年度間における以下の社会教育施設の学級・講座及び諸集会の実施数は、前回調査と比較して社会体育施設を除く全施設種で増加。

表5 学級・講座数及び諸集会数の推移

	公民館 (類似施設を 含む)	図書館	博物館	博物館類似施設	青少年教育施設	女性教育施設	社会体育施設	劇場・音楽堂等	生涯学習センター
平成16年度間	566,694	71,801	29,847	10,053	149,727	148,602	...
19	665,645	82,845	34,179	44,894	35,793	15,123	138,199	133,415	...
22	588,902	101,525	44,460	52,083	31,148	14,102	175,238	97,279	22,117
26	545,761	138,825	55,698	61,535	36,866	17,537	300,316	80,070	29,602
29	620,749	152,466	64,637	69,370	43,266	17,295	457,490	101,049	28,154
令和2	372,321	87,347	33,357	30,668	23,087	10,228	360,408	64,957	22,006
5	498,971	140,837	56,952	61,547	32,965	13,929	317,892	82,037	62,004
令和2年度間からの 増減数	126,650	53,490	23,595	30,879	9,878	3,701	△ 42,516	17,080	39,998
令和2年度間からの 増減率(%)	34.0	61.2	70.7	100.7	42.8	36.2	△ 11.8	26.3	181.8

注1. 図書館及び社会体育施設においては、学級・講座を実施していないため、諸集会の実施数のみ。

2. 「諸集会」とは、図書館は読書会・研究会、鑑賞会・映写会及び資料展示会、博物館・博物館類似施設は講演会、研究会及び映写会等、青少年教育施設は講演会・講習会・実習会及び体育・レクリエーション行事、女性教育施設は講演会・講習会・実習会等、展示会及び体育・レクリエーション行事、社会体育施設はスポーツ教室、スポーツ大会及びスポーツテスト会、劇場・音楽堂等は舞台芸術・芸能講演、展覧会及びその他（講演会、講習会、映写会等）を指す。

(4) 図書館の国民1人当たり貸出冊数・貸出回数

令和5年度間における図書館の国民1人当たり貸出冊数及び貸出回数は、前回調査と比較して増加。

表6 図書館の国民1人当たり貸出冊数・貸出回数

	貸出冊数	帯出者数	国民1人当たりの貸出冊数	国民1人当たりの貸出回数
平成16年度間	580,726,256	170,611,404	4.5	1.3
19	631,872,611	171,355,117	4.9	1.3
22	<u>682,343,518</u>	<u>187,562,478</u>	<u>5.3</u>	<u>1.5</u>
26	662,157,262	181,363,743	5.2	1.4
29	653,788,544	177,898,626	5.2	1.4
令和2	530,775,145	142,489,684	4.2	1.1
5	593,895,145	166,232,784	4.8	1.3

(注)

$$\text{国民1人当たりの貸出冊数} = \frac{\text{貸出冊数の総数}}{\text{総務省統計局の「各年10月1日現在推計人口(総人口)」}}$$

$$\text{国民1人当たりの貸出回数} = \frac{\text{帯出者数の総数}}{\text{総務省統計局の「各年10月1日現在推計人口(総人口)」}}$$

図3 図書館の国民一人当たり貸出冊数・貸出回数の推移

